

議案第 20 号

小城市教育委員会事務局組織規則及び小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に伴い、小城市教育委員会事務局組織規則及び小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則及び小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表学校教育課の項中(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

|(14) 業務量管理・健康確保措置実施計画に関すること。|

(小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和4年小城市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号 小城市教育委員会事務局組織規則及び小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表
第1条による改正

小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部改正 新旧対照表

現行		改正後（案）	
(分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。		(分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	
課名	分掌事務	課名	分掌事務
	(略)		(略)
学校教育課	(1)～(13) (略)	学校教育課	(1)～(13) (略)
	(14) (略)		(14) <u>業務量管理・確保措置実施計画に関すること。</u>
	(略)		(15) (略)
	(略)		(略)

第2条による改正

小城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年小城市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
(基本方針等の承認) 第10条 対象校の校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(3) (略)	(基本方針等の承認) 第10条 対象校の校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置</u>

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
2及び3 (略)

法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康
確保措置の実施に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
2及び3 (略)